平成２５年（フ）第１３６５号
東京都板橋区赤塚４丁目33―６
債務者　相良眞津子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６６号
埼玉県川口市並木３丁目15―７―405
債務者　根岸真由実
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６７号
東京都文京区根津２丁目14―21―201
債務者　鈴木　令子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６８号
東京都杉並区堀ノ内３丁目28―２　星野方
債務者　玉貫　明子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６９号
東京都足立区舎人５丁目27―20―203
債務者　一戸　治己
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７２号
東京都小平市天神町１丁目223　中野方
債務者　近村　勝雄
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７３号
東京都立川市曙町３丁目43―６―２Ｆ
債務者　降矢　　光
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７９号
神奈川県川崎市川崎区本町２丁目８―８―503
債務者　小早川純一
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９３号
東京都荒川区南千住６丁目55―15　きむら荘
債務者　中畝　知子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９６号
東京都千代田区九段南４丁目２―５―302
債務者　菊池百合子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２２号
埼玉県幸手市栄４―10―105
債務者　座木　律子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２４号
東京都武蔵野市吉祥寺南町４丁目３―16
債務者　田中　亮太
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２７号
千葉県市川市南大野１丁目21―６―Ａ―103
債務者　高原　映子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９５号
横浜市戸塚区品濃町545番地30　クライテリア東戸塚610号
債務者　太田　初代
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９６号
神奈川県大和市上草柳177番地５　エステートピアＬＥＭＯＮ306
債務者　森嶋　朋子（旧姓高見）
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９９号
横浜市港北区小机町350番地13　カサベルデ横浜Ａ201号室
債務者　甕　美代子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部